



2022
新年号

ミライオ通信

代表あいさつ

私たちの夢

新年明けましておめでとうございます。

今年の夢は何でしょうか？私たちの夢は、お客様が幸せになるとともに、スタッフが幸せになることです。さらに、取引先・地域社会の人々が幸せになることです。

人間として理想ですが、少しずつ達成できればと思っています。その結果として、事業が豊かな利益を出せるようにもしたいのです。

そのためには、経営者だけでなく、スタッフ全員が経営者意識を持ち考え行動する「全員経営」を実践していきたいのです。

松下幸之助は「衆知を集めた全員経営、これは私が経営者として終始一貫心がけ、実践してきたことである。全員の知恵が経営の上に多く生かされれば生かされるほど、その会社は発展する。」と述べています。

全員経営の実践には「できるだけ仕事を任せて自主性を生かすようにしていくことである。」社員一人ひとりが「自ら発意する経営者の意識を持って自律的に振る舞い、確固たる経営理念のもとで結集すれば、最高の経営が実現するはずである。」と言われました。

スタッフが自主的に考え行動するには、危機的なこと重要なことを除き、なるべく指示・命令をしないことです。指示するのは簡単ですが、人は育ちません。考え実行する部下に育てるためには「何が原因だと思う」とか「どうすればいいと思う」と質問し部下に考える機会を作る必要があります。

スタッフが中心となって、作戦を考え計画し実行し、自ら反省再度作戦を練るという作戦会議での話し合いができ、面白い幸せな会社・事業にしたいものです。

皆様のご健康とご多幸を祈念いたします。

目次

- ・税務情報
- ・労務情報
- ・相続情報
- ・トピックス
- ・お仕事備忘録

税理士法人 ミライオ

代表社員会長 林 和夫
代表社員所長 渡邊 研司

〒444-0879
愛知県岡崎市竜美中 2 丁目 3 番地 14
TEL : 0564-57-2559
FAX : 0564-58-3811
Email: hayashi-k@r4.dion.ne.jp



HP



facebook

お客様紹介

山崎石油株式会社

〒444-0243
岡崎市上青野町神明東 92 TEL:0564-43-5678
(青野店、六ツ美店、西尾東店があります)

創業 55 年、地域の皆様に寄り添うフルサービスのガソリンスタンドです。給油サービス以外にもコーティング、修理・点検に力を入れています。特にコーティングは、

県下でも指折りの技術をもつスタッフがしっかりと磨き上げます！



このコーナーへ写真を提供して下さる方を募集しています。お気軽にご相談ください。

[税務情報]

税制改正大綱より

税制調査会は「成長と分配の好循環の実現」「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」等を柱に令和4年度税制改正大綱をとりまとめました。

税制改正大綱とは、自由民主党、公明党両党により公表された翌年度以降の税制に関する方針をまとめたもので、令和3年12月に発表されました。

令和3年中に話題に挙がっていた相続税法の改正（生前贈与加算が既存の3年間ではなく10年間に変更など、相続税対策をしにくくなる改正）は、今回は法律として具体的に挙がりませんでした。しかしながら、相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する観点からの本格的な検討を進めると明記されています。つまり、本年すぐに変更されるということではなさそうですが、いずれ何かしらの改正が行われる方向で進みそうです。相続税対策をお考えの方は、早めに動かれる方が良さそうです。相続税対策に贈与をお考えの方は、お気軽に当事務所までご連絡ください。

また、義務化される電子取引の電磁的記録の保存制度については、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間、やむを得ない事情があり、かつ、税務調査等の際にきちんとしたものを提示できるようにしている場合は、保存要件を満たしていなくても良いという宥恕規定が挙がっています。

その他、税制改正大綱に記載されている主なものは、以下のとおりです。（内容については、簡略して記載しているため、詳しくは当事務所までお問合せください。）

【所得税、法人税共通】

■ 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組

給与等の増加割合が3%以上であるときは、給与等の増加額の15%を税額控除（中小企業の場合は、2.5%以上の増加で増加額の30%を税額控除）できる。併せて、教育訓練費の額が20%増加したときは、税額控除率に5%上乗せ（中小企業の場合は、10%以上の増加で税額控除率に10%上乗せ）される。

【所得税】

■ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
適用対象者の所得制限が既存の3,000万円以下から2000万円以下へと引き下げられ、控除率も借入金残高の1%が0.7%へと引き下げられます。



[労務情報]

改正育児介護休業法の施行

令和4年4月から改正育児介護休業法が施行されます。
改正のポイントは以下のとおりとなります。

【令和4年4月1日施行】

- ① 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化
- ② 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【令和4年10月1日施行】

- ③ 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ④ 育児休業の分割取得

【令和5年4月1日施行】

- ⑤ 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員数1000人超の企業が対象）

参考 URL（厚労省リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>



「パパ育休」が新設されるほか、労働者に対する育児休業制度に関する情報提供、育児休業を取得するか否かの意向確認が必要となり、育児休業の分割取得ができるようになります。

労働者に対する情報提供、意向確認については、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主が育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

【周知事項】

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い



【個別周知・意向確認の方法】

- ① 面談（オンライン面談も可能）
- ② 書面交付
- ③ FAX（労働者が希望した場合のみ）
- ④ 電子メール等（労働者が希望した場合のみ）

参考 URL（厚労省リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000852918.pdf>



海外では男性の育児休業の取得が義務化されていたり、取得率が70%を超える国もあります。

国内においては、従来より女性が中心に育児を行っており、第一子出産後に約5割の女性が退職していますが、改正法施行によって雇用環境整備が進み、男女ともに仕事と育児等を両立しやすくなり、雇用の継続に資することとなるでしょう。

[相続情報]

相続不動産の登記義務化

かねて指摘されてきた所有者不明土地問題への対応策として、「相続不動産の登記義務化」などに関連する法律が令和3年4月に国会で成立しました。相続不動産の登記義務化については、令和6年から施行される予定です。これによって何がどう変わるのか、ポイントや注意点をまとめてみました。

改正案の大きなポイントは以下の4つです。

①相続登記の義務化と罰則の制定:相続人が相続・遺贈で不動産取得を知ってから3年以内に登記申請することを義務化し、違反者は10万円以下の過料の対象とします。

②氏名又は名称及び住所の変更登記の義務化と罰則の制定:所有者である個人や法人の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、その日から2年以内の変更登記申請を義務化します。違反者は5万円以下の過料対象です。

③法務局による所有者情報取得の仕組みの制定:法務局（登記官）が、住民基本台帳ネットワークシステム又は商業・法人登記システムから所有者の氏名又は名称及び住所の変更情報を取得し、職権で変更登記をすることができる仕組みを作ります。

④土地の所有権放棄の制度化:相続等により土地を取得した者がその所有権を放棄して土地を国庫へ帰属させることが可能となる制度を新設します。対象となるのは「建物が無い」「担保権等が付いていない」「土壌汚染がない」「境界について争いがない」「管理又は処分にあって過分の費用又は労力を要する土地でない」等の条件を全て満たした土地に限られます。

今回の改正不動産登記法は、相続の発生が法律の施行前であるか後であるかを問わず適用されます。施行前の相続に適用できないと、相続登記が行われずに放置されている現状を解決できないためです。したがって、現時点で不動産を相続人として名義変更をしていない方は、早めに相続登記しておきましょう。放置していると過料の制裁を課される可能性があります。

【トピックス】 令和3年度補正予算案の概要より

令和3年11月26日の臨時閣議において閣議決定した令和3年度の補正予算案は12月20日に政府案となり成立しました。

今回の補正予算額は、総額で過去最大の35兆9,895億円となっております。そのうち中小企業向けの補正予算額は3兆8,594億円となりました。

特に注目すべきは、①「事業復活支援金」2.8兆円、②「事業再構築補助金」6,123億円、③「生産性革命補助金」2,001億円の予算です。

① 事業復活支援金

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの売上高が基準年度の同月と比べ30%以上落ち込んだ事業者に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、5か月分（11月～3月）の売上高減少額を基準に算定した給付金が支払われます。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円以下～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	100万円	60万円	90万円	150万円



② 事業再構築補助金

令和2年度の予算1兆1,485円から半減の6,123億円となりました。

令和2年度と同様に、新型コロナの影響で令和2年4月以降の売上高が10%以上減少した中小企業等に対し、新分野展開や業態転換等の事業再構築にかかる設備投資等の補助を受けられる制度です。

通常枠の補助額については、従業員規模に応じて2,000万円～8,000万円に変更となりました。



③ 生産性革命補助金

ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金といったなじみのある補助金について、パッケージ化し一体的な支援を受けられるシステムです。



【お仕事備忘録】

- 令和4年1月20日（木）
源泉所得税（納期の特例）納付期限
- 令和4年1月31日（月）
 - ・法定調書 提出期限（税務署）
 - ・給与支払い報告書の提出期限（市区町村）
 - ・償却資産税申告書の提出期限（市区町村）
 - ・従業員への源泉徴収票の交付
- 令和4年2月16日（水）～3月15日（火）
所得税確定申告書 提出期限

★ミライオ臨時営業日★

下記日程も営業しております。
2月19日（土）、26日（土）、3月5日（土）



公認会計士・税理士	林 和夫
公認会計士・税理士	渡邊 研司
税 理 士	小林 英之
社会保険労務士	鵜飼 靖暢
財務コンサルタント	高山 康介